

花巻市市民参画・協働推進委員会規則概要（案）

花巻市まちづくり基本条例第 15 条の規定に基づく「花巻市市民参画・協働推進委員会」の主な概要は次のとおりとする。

所掌事項

執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べる。

- ・ 市政への参画方法の研究や改善に関する事項
- ・ 市民参画と協働の推進に関する事項
- ・ 市民参画の評価に関する事項
- ・ 花巻市まちづくり基本条例の見直しに関する事項

組織構成

委員 15 人以内、任期 2 年。

- ・ 公共的団体から推薦された者
- ・ 学識経験を有する者
- ・ 公募による者